



坂出市
パートナーシップ・
ファミリーシップ宣誓制度
ハンドブック

目 次

1	パートナーシップ宣誓について	P1
2	ファミリーシップ宣誓について	P2
3	証明書交付までの流れ・準備物	P3
4	その他の手続き	P6
5	Q&A	P8

はじめに

坂出市では、坂出市人権尊重のまちづくり条例の理念に基づき、互いに人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現をめざしています。この理念のもと、LGBT など性的マイノリティのかたのパートナー関係を尊重するため、令和4年6月1日から「坂出市パートナーシップ宣誓制度」を導入しています。

家族のあり方が多様化している状況等を踏まえ、LGBT など性的マイノリティのかたが抱えるさまざまな不安や困難の軽減を図るため、この度、「坂出市パートナーシップ宣誓制度」の対象者を拡充し、パートナーシップの関係にある2人の一方もしくは双方の子または父母等についても家族関係にあることを証明する「坂出市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を令和6年4月1日から導入しました。

本制度は、法律上の効果(婚姻や財産の相続、税金の控除)が生じるものではありませんが、宣誓されたパートナーシップ・ファミリーシップの関係を尊重し、坂出市として応援するものです。

1 パートナーシップ宣誓について

互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互の協力により、継続的に共同生活を行っている、または継続的な共同生活を行うことを約束した、一方または双方が性的マイノリティである2人の者の関係をパートナーシップとといいます。

パートナーシップの宣誓をするには、一方または双方が性的マイノリティであることのほか、双方が以下の要件をすべて満たす必要があります。

(1)成年(満18歳)に達していること

(2)坂出市民であること、または転入予定であること

市内に住所を有している、または3か月以内に本市への転入を予定していること。

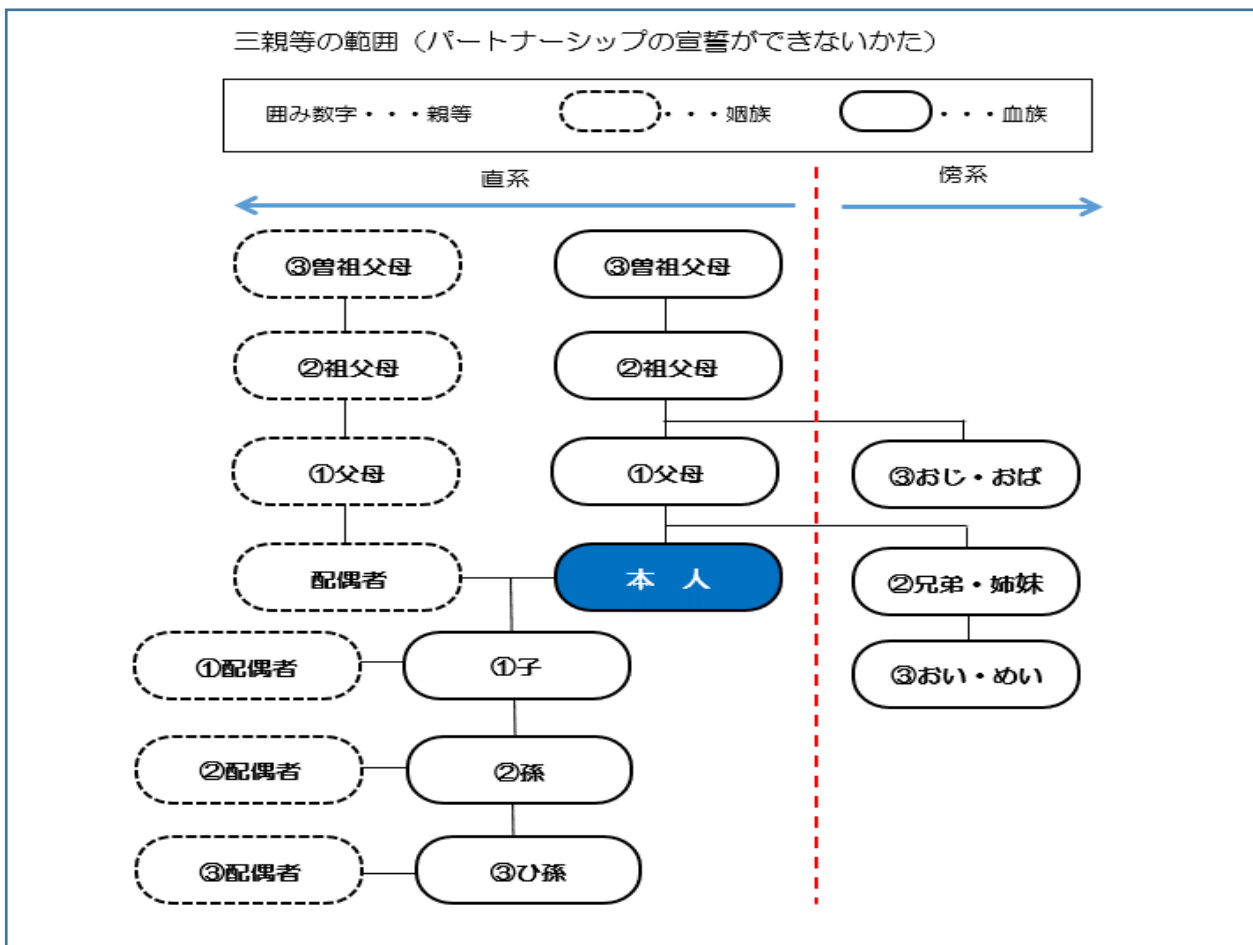
(3)配偶者がいないこと

(4)宣誓者以外のかたとパートナーシップがないこと

すでに宣誓者以外のかたとパートナーシップ宣誓を行っているかたや、同様の制度を実施している他の自治体でパートナーシップの宣誓等を行っているかたは宣誓できません。

(5)宣誓者同士の関係が近親者でないこと

民法の規定により、婚姻できない関係にあるかた(三親等以内の親族)とは宣誓することはできません。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除きます。



2 ファミリーシップ宣誓について

パートナーシップにある者の一方または双方の子、父母、3親等内の親族、その他市長が認める者が、そのパートナーの双方およびそれらの者と家族として協力しているまたは協力し合うことを約束した者の関係をファミリーシップといたします。

ファミリーシップの宣誓をするには、パートナーシップの宣誓を同時に行うか、既に宣誓を済ませていることのほか、ファミリーシップ対象者が以下の要件を全て満たす必要があります。

(1) パートナーシップ宣誓者の一方もしくは双方の子または父母等(3親等内の親族)であること


(2) パートナーシップ宣誓者以外のかたとファミリーシップの関係にないこと(他自治体含む)

(3) ファミリーシップ対象者である本人が同意していること

- ・ 15歳未満のかたについては、親権者の同意が必要です。
- ・ また、未成年のかたについては、パートナーシップ宣誓者の一方または双方と生計が同一である必要があります

交付物

- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書(以下「証明書」という)・・・1 通
- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード(以下「証明カード」という)・・・各人に 1 通
- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の写し・・・1 通

<p style="text-align: center;">(表側)</p> <p style="text-align: center;">様式第2号(第7条関係) 第 号</p> <p style="text-align: center;"></p> <p style="text-align: center;">パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書</p> <p>宣誓日 年 月 日</p> <p>【パートナーシップ宣誓者】</p> <p>年 月 日生 年 月 日生</p> <p>【ファミリーシップ対象者】</p> <p>年 月 日生 年 月 日生</p> <p>取出国パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップおよびファミリーシップの宣誓をされたことを証明します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">取出国長 印</p>	<p style="text-align: center;">(裏側)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">～この証明書の提示を受けられたかたへ～</p> <p>取出国では、互いに人権を尊重し、多様性を認め合う社会をめざしています。</p> <p>この証明書により法律上の効果が生じるものではありませんが、みなさまが人生のパートナーおよび家族としていきいきと暮らす、活躍されることを期待するものです。</p> <p>証明書の提示を受けたかたは、この趣旨を十分にご理解くださいますよう、お願いいたします。</p> </div> <p>【注意事項】</p> <p>1 この証明書は、取出国パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき使用すること。</p> <p>2 宣誓者は、次のいずれかに該当する場合には、市長に届け出ること。</p> <p>(1) 住所、氏名その他宣誓時に提出した事項の記載に変更があったとき。</p> <p>(2) パートナーシップまたはファミリーシップが解消されたとき。</p> <p>(3) 一方が死亡したとき。</p> <p>(4) 一方または双方が本市外へ転出したとき。</p> <p>【特記事項】</p> <p>以下に戸籍上の氏名(外国人等の場合は、これに準ずるもの)を記載します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>宣誓者</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>戸籍上の氏名</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>宣誓者</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>戸籍上の氏名</td> <td>_____</td> </tr> </table> <p>特記事項(再交付した場合の年月日等を記載する。)</p>	宣誓者	_____	戸籍上の氏名	_____	宣誓者	_____	戸籍上の氏名	_____
宣誓者	_____								
戸籍上の氏名	_____								
宣誓者	_____								
戸籍上の氏名	_____								

<p style="text-align: center;">(表側)</p> <p style="text-align: center;">パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード</p> <p>取出国パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされたことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">第 号 宣誓日 年 月 日</p> <p>パートナーシップ宣誓者</p> <p style="text-align: center;">氏 名 _____</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 生 年 月 日 生</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 取出国長 印</p>	<p style="text-align: center;">(裏側)</p> <p style="text-align: center;">～この証明カードの提示を受けられたかたへ～</p> <p>この証明カードにより法律上の効果が生じるものではありませんが、みなさまが人生のパートナーおよび家族としていきいきと暮らす、活躍されることを期待するものです。</p> <p>証明書の提示を受けたかたは、この趣旨を十分にご理解くださいますよう、お願いいたします。</p> <p>【特記事項】</p> <p>戸籍上の氏名(宣誓者を使用する場合)</p> <p>_____</p> <p>ファミリーシップ対象者</p> <p>_____</p>
--	---

①事前予約

・宣誓希望日の7日前(土・日・祝日、年末年始を除く)までに必ず、電話またはメールで予約をしてください。

・予約時に以下のことをお伺いします。

□氏名(漢字・ふりがな)※通称名(希望されるかた)

□電話番号

□住所

□宣誓希望日時 ※宣誓ができる時間 9時～17時

□個室希望の有無

【連絡先】坂出市市民生活部人権課

電 話：0877-44-5008 (平日8時30分～17時15分)

E-mail：jinken@city.sakaide.lg.jp

②宣誓

・予約した日時に、お越しいただき、必要書類を提出してください。本人確認及び宣誓要件の確認を行います。

※当日お越しいただく必要があるかた、準備物等については、宣誓ごとに異なりますので、3-(1)～(3)を必ずご確認ください。各様式は坂出市ホームページからダウンロードしていただくか、人権課窓口でもお渡しが可能です。

③証明書等の交付

・要件を満たしていることが確認できたら、証明書等を交付します(2ページの交付物参照)。

・書類の不備等がなければ原則即日交付します。

※確認後、交付までのお時間を1時間程度いただくようになります。

・宣誓日の翌日以降に交付となった場合は、本人確認書類をお持ちのうえ、受け取りにお越しくください。

3-(1)パートナーシップ宣誓をする場合

お越しいただく かた	パートナーシップ宣誓をしようとする 2 人
必要書類 ※右記以外に、 市長が必要と 認める書類の 提出を求め ることがあり ます。	(1)住民票の写し等(住民票記載事項証明書または戸籍の附票の写し可) ・宣誓日以前 3 か月以内に交付されたものが一人につき 1 通ずつ必要です。 ※お二人が同一世帯になっている場合は、お二人の情報が記載されたものを 1 通で構いません。 ※本籍・世帯主の氏名・続柄・住民票コード・個人番号(マイナンバー)の記載は不要です。
	(2)転入を予定している場合は、その事実が確認できる書類(転出証明書等) ※転入予定の場合・・・宣誓の際に転入予定日をご記入ください。また、宣誓日から 3 か月以内に住民票の写し等を提出してください。住民票の写し等の提出後に証明書および証明カードを交付します。
	(3)現に婚姻していないことを証明する書類(戸籍抄本や独身証明書等) ・宣誓日以前 3 か月以内に交付されたものが一人につき 1 通ずつ必要です。 ・外国籍のかたは、配偶者がいないことを確認できる大使館等公的機関が発行する婚姻要件具備証明書等および日本語訳文が必要です。
	(4)本人確認ができる書類
	(5)通称名を使用する場合の確認書類

3-(2)パートナーシップとファミリーシップを同時に宣誓する場合

お越しいただく かた	パートナーシップ宣誓をしようとする 2 人
必要書類 ※右記以外に、 市長が必要と 認める書類の 提出を求め ることがあり ます。	(1)パートナーシップ宣誓をする場合に必要な書類一式 ※3-(1)参照
	(2)パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(様式第1号) ※あらかじめファミリーシップ対象者へ本制度を十分にご説明いただいたうえで、ファミリーシップ対象者氏名欄に、自署による署名をお願いします。また15歳未満の者については、親権者の欄に、自署による署名も併せて記入が必要です。
	(3)ファミリーシップ対象者とパートナーシップ宣誓者の家族関係を証明する書類(戸籍謄本等) ※宣誓日以前 3 か月以内に交付されたものが必要です。
	(4)通称名を使用する場合の確認書類

3-(3)ファミリーシップ宣誓をする場合

お越しいただくかた	パートナーシップ宣誓者の一方または双方
必要書類 ※右記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。	(1)パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容等変更届(様式第5号) ※あらかじめファミリーシップ対象者へ本制度を十分にご説明いただいたうえで、パートナーシップ宣誓者及びファミリーシップ対象者氏名欄に自署による署名をお願いします。また15歳未満の者については、親権者の欄に、自署による署名も併せて記入が必要です。
	(2)ファミリーシップ対象者とパートナーシップ宣誓者の家族関係を証明する書類(戸籍謄本等) ※宣誓日以前3か月以内に交付されたものがが必要です。
	(3)お越しいただくかたの本人確認ができる書類
	(4)既に交付している証明書、証明カード(全通)
	(5)通称名を使用する場合の確認書類

3-(1)～(3)共通

・本人確認ができる書類

本人確認書類の例	
1点の提示で足りるもの (顔写真付きのもの)	2点以上の提示が必要なもの (顔写真なしのもの)
<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード(マイナンバーカード) ・運転免許証 ・旅券(パスポート) ・在留カードまたは特別永住者証明書 ・官公署が発行した顔写真付きの証明書等 ※有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・国民健康保険証 ・後期高齢者医療保険証 ・介護保険被保険者証 ・年金手帳または年金証書 ・児童扶養手当証書 ・学生証、社員証などの身分証明書

・通称名を使用する場合の確認書類

社会生活の中で日常的に使用していることが客観的にわかるものを2点以上提示してください。

【例】各種郵便物、年賀状、宅配便伝票、各種会員証、学生証、社員証、公共料金の検針票や請求書など

証明書等に関する手続きは次のとおりです。いずれも本人確認ができる書類(P5参照)が必要です。人権課で受付しますので、事前にご連絡ください。

手続きごとに必要な書類が異なります。必要書類については、予約時にご説明させていただきます。各様式は、坂出市ホームページからダウンロードしていただくか、人権課窓口でもお渡しが可能です。

証明書等の再交付について

証明書および証明カードを紛失したり汚したりした場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書(様式第4号)」を提出してください。

※汚損した場合は、証明書および証明カードを返還してください。

宣誓内容の変更について

次の①～⑩に該当する場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容等変更届(様式第5号)」を提出してください。

氏名変更の場合は戸籍抄本、通称名変更の場合は変更したことが分かるもの(P5「通称名を使用する場合の確認書類」参照)が必要です。

※現在お持ちの証明書および証明カード(全通)を添付してください。

パートナーシップ宣誓者について
①一方もしくは双方の氏名または通称名に変更があったとき
②一方または双方が転居したとき
③一方または双方の電話番号に変更があったとき
ファミリーシップ対象者について
④氏名または通称名に変更があったとき
⑤住所に変更があったとき
⑥電話番号に変更があったとき
⑦ファミリーシップ対象者をファミリーシップに追加するとき
⑧ファミリーシップ対象者の全部または一部とファミリーシップを解消するとき
⑨ファミリーシップ対象者が死亡したとき
⑩ファミリーシップ対象者が対象者の要件を満たさなくなったとき

証明書等の返還について

次の①～④に該当する場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届(様式第6号)」に証明書および証明カード(全通)を添付して提出してください。

①宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき
②一方が死亡したとき
③一方または双方が坂出市外に転出したとき
④その他、宣誓の要件に該当しなくなったとき

宣誓に関する申立てについて

ファミリーシップ対象者は、証明書等から当該氏名を削除するよう申立てすることができます。その場合、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書(様式第7号)」と申立人に交付された証明カードを提出してください。ただし、未成年の子については、満15歳に達した日以降でなければ申立てすることができません。

内容を審査した後、パートナーシップ宣誓者及び申立人以外のファミリーシップ対象者に対し、新たな証明書および証明カードを交付します。その際は既に交付している証明書および証明カードを返還してください。

Q1. パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度の違いは何ですか。

婚姻を行うと民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利や税金の控除、親族扶養義務等、様々な権利・義務が発生します。

一方、坂出市のパートナーシップ宣誓制度は、要綱に基づいて行われるものであり、婚姻のような法的効力はありません。また、宣誓を行うことにより戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

Q2. 対象は同性のパートナーだけですか。

同性のパートナーに限定していません。宣誓の要件を満たしていれば、戸籍上の性別に関わらず宣誓することができます。ただし、本制度はLGBTなど性的マイノリティのかたのパートナー関係を尊重する制度ですので、事実婚の場合は宣誓できません。

Q3. パートナーと同居していないと宣誓できませんか。

宣誓の時点で同居している必要はありません。

Q4. ファミリーシップ対象者と同居していないと宣誓できませんか。

ファミリーシップ対象者は市外在住も対象としており、同居している必要はありません。ただし、対象者が未成年の場合は、パートナーシップ宣誓者の一方または双方と生計が同一であることが必要です。

Q5. 養子縁組していると宣誓できませんか。

パートナーシップにあるお二人が、様々な事情により婚姻できない現状を考慮し、養子と養親の関係にある場合でもパートナーシップが宣誓できることとしています。ただし、養子縁組前に三親等以内の親族であった場合を除きます。

Q6. 制度利用に際し、プライバシーは守られますか。

宣誓されるかたのプライバシー保護の観点から、個室で宣誓を行っていただくことが可能です。事前予約の際にお申し出ください。また、提出書類や記載内容等の個人情報はず守られます。

Q7. 代理や郵送またはメールで宣誓することは可能ですか。

宣誓者お二人の意思を確認するために、代理や郵送またはメールによる宣誓はできません。必ず、市職員立合いのもと、本人確認のうえ、宣誓する必要があります。ただし、病気などの事情のため、お二人で窓口にお越しになることが難しい場合は、ご相談ください。

Q8. 宣誓書の記入は代筆でもよいですか。

宣誓書に自書いただくことが原則ですが、障がいや手のけがなど何らかの理由により自書できない場合は、お二人立ち合いのもと、他のかたによる代筆は可能です。

Q9. 宣誓に費用はかかりますか。

宣誓や証明書および証明カードの交付には、費用はかかりません。ただし、宣誓をする際にご提出いただく書類(住民票・戸籍等)の交付手数料等は自己負担となります。

Q10. 証明書および証明カードに有効期限はありますか。

有効期限は、ありません。ただし、証明書等を交付し、一定期間が経過した時点で、お二人のパートナーシップの状況等についてお伺いする書面をお送りする場合がございますので、書面の送付があった際は、ご回答をお願いします。

Q11. なりすましや偽造等の悪用はされませんか。

市が宣誓を受ける際には、住民票謄(抄)本の写し、独身であることを証明する書類、本人確認書類を併せて提示していただくことで、なりすまし等の悪用を防止します。なお、証明書および証明カードを虚偽等により交付を受けたとき、また不正に利用したとき(偽造等も含む)は、当該パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を取り消し、証明書および証明カードを人権課へ返還していただきます。

Q12. 証明書等はどのように利用できますか。

市の制度では、市営住宅の申込みや市立病院での手術同意等の際に利用できます。他にもご利用可能な民間サービスが存在していますが、それぞれの利用先で取り扱いが異なりますので、必ず利用先に詳細をお問い合わせください。

Q13. パートナーから一方的に関係の解消を告げられた場合、証明書等を返還しなければいけませんか。

一方の意思によるパートナーシップの解消は、証明書等の返還要件には該当しません。双方の意思によってパートナーシップが解消された場合は、証明書等を返還してください。



ご不明な点は、坂出市人権課までお気軽にお問い合わせください。

坂出市市民生活部人権課

〒762-8601 香川県坂出市室町二丁目3番5号

電 話:0877-44-5008

受付時間:平日8時30分~17時15分

E-mail:jinken@city.sakaide.lg.jp

坂出市 HP

「坂出市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」

<https://www.city.sakaide.lg.jp/soshiki/jinken/partnership.html>



発行 2022年6月

改定 2024年4月